

「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」に対する意見募集の結果について

平成 19 年 8 月 24 日
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」について、意見募集を行いましたところ、以下のとおりご意見を頂きました。

いただいたご意見の概要及びご意見に対する考え方を取りまとめましたので、別紙のとおり公表致します。ご協力頂きありがとうございました。

1. 意見募集の概要

実施期間；平成 19 年 7 月 12 日（木）～平成 19 年 8 月 10 日（金）

告知方法；電子政府の窓口（e-GOV）及び経済産業省・環境省ホームページに掲載

意見提出方法；電子メール、郵送、FAXのいずれか。

2. ご意見の提出件数

のべ意見数 86 件

3. 頂いたご意見の概要及びご意見に対する考え方

別紙のとおり

提出されたご意見については、便宜上、以下の分類を行っています

総論

総論

はじめに	
化管法の役割と施行状況	
1. 法の役割	. 1
2. PRTR制度	. 2
国の取組	. 2
地方公共団体の取組	. 2
事業者の取組	. 2
NGO・市民団体の取組	. 2
3. MSDS制度	. 3
4. 事業者による自主管理	. 4
PRTR制度に関する課題と方向性	
1. 施行後7年の経過等を踏まえた仕組みの見直し	. 1
(1) 化管法の対象となる指定化学物質について	. 1 (1)
(2) 対象事業者の要件について	. 1 (2)
対象業種	. 1 (2)
従業員数要件及び取扱量要件	. 1 (2)
(3) 届出事項について	. 1 (3)
取扱量等	. 1 (3)
廃棄物の処理方法及び放流先の下水道終末処理施設名の記載	. 1 (3)
(4) 普及・啓発のありかた(未届出事業者に対する対応)	. 1 (4)
(5) 届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善	. 1 (5)
2. PRTRデータの多面的利用の促進	. 2
(1) PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進	. 2 (1)
(2) 国の制度と地方公共団体の独自制度の連携による地域レベルでのPRTRデータ利用の促進	. 2 (2)
(3) 事業者によるPRTRデータの利用促進	. 2 (3)
(4) PRTRデータを活用したリスクコミュニケーションの強化	. 2 (4)
MSDS制度に関する課題と方向性	
1. 現行のMSDS制度の状況と改善の方向について	. 1
2. GHSとの整合に向けた取組の在り方について	. 2
化学物質の自主管理に関する課題と方向性	
1. 自主管理の位置づけ	. 1
2. 事業者による環境リスクの把握	. 2
3. 効果的な自主管理の推進	. 3
(1) 情報共有	. 3 (1)
(2) 代替のあり方	. 3 (2)
(3) 高懸念物質への重点取組	. 3 (3)
4. 自主管理の状況をフォローアップする仕組み	. 4
5. リスクコミュニケーションの推進	. 5
6. 人材の育成	. 6
おわりに	

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめへのパブリックコメントに対する考え方

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	総論	<p>(意見) 化管法の施行状況の検討における最も重要なことについて 1頁上6～10行目に記述されるように、化管法の目的は、「PRTR制度とMSDS制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること」であります。言い換えると、PRTR制度とMSDS制度の運用における行政の主な役割は、事業者の自主的な取り組みを基本としてその改善を促進することであり、したがって、化管法の施行状況の検討で最も重要なことは、事業者の自主管理の改善を促進するために講じた全ての方策について、それらによって得られた改善の成果と促進するために今後不可欠な方策を明らかにすることです。それゆえ、中間取りまとめの内容構成として、事業者の自主管理の改善を促進するために講じた方策について、それらの成果および今後採るべき方策のあり方を優先的かつ明示的に記述する構成に組み直す必要があります。</p>	<p>事業者の自主管理の改善の促進については、「V.化学物質の自主管理に関する課題と方向性」に明示的に記述しています。</p>
2	総論	<p>(意見) 国際的な整合性、協調、動向等の用語の使い方について 中間とりまとめには、国際的な整合性、協調、動向等に配慮の記述が下記のとおり数多くあります。 1頁下13行目：「…課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い…」 1頁下9行目：「化管法は、化学物質管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見…」 2頁上7～8行目：「国は、国際的動向に十分配慮しつつ、化学物質の性状に関する…」 6頁上11～12行目：「…物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、化学物質の分類…」 14頁上9～8行目：「…充実及び国際的な整合性を図る観点等からもMSDS記載事項の…」 しかし、これらの国際的な整合性、協調、動向等は、化管法のPRTR制度とSDS制度、さらにはGHS制度の技術的事項に限定して用いられているにすぎず、「化学物質管理に関する国際的協調」や「化学物質管理を巡る国際的な状況」という表現が本来意味している化学物質管理の国際整合化や協調の意味、つまり、化学物質のハザードを一元的に評価し人および環境に対するリスクを包括的に管理する化学物質総合管理を基礎としたPRTR制度とSDS制度、さらにはGHS制度の実施が国際的な潮流であることが含まれていません。しかし、国際的に確立された化学物質管理の重要性に配慮すれば、管理制度の国際整合化や協調こそ優先的に検討すべき事項であります。化管法の施行の状況を検討する場合、それが化管法に特化した検討であるにしても、法定後の国内外の化学物質管理の状況の変化を踏まえ、化学物質管理の全体像を明確にし、その視点から自主管理の促進策としてのPRTR制度やSDS制度の妥当性や問題点について検討し、中間取りまとめに書き加える必要があります。</p>	<p>本中間取りまとめは、御指摘のGHS制度の実施等が国際的な潮流であることを前提に、化学物質管理制度の国際整合化や協調の意味を踏まえ、審議の結果取りまとめられたものです。</p>
3	総論	<p>No.2の意見に関連して、化管法の施行の状況について検討する場合、SDS制度が化管法だけでなく、労働安全衛生法と毒物劇物取締法にも分散していること、およびGHS制度が労働安全衛生法に先行的に導入されている現状を考えると、自主管理の改善を促進する制度的な検討事項として、これら制度の一元的な運用の重要性、具体的には、3法に分散するSDS制度の一元化やGHS制度に基づく標準的ハザード分類を他の関連法規が参照する法律体系への改変の必要性を技術的事項に先立って検討し、その結果を中間取りまとめに明記する必要があります。</p>	<p>本中間取りまとめは、化管法の見直しに関するものであり、3法におけるMSDSの一元化につきましても、他の法律との整合化を図るべきとの意見がございましたが、審議会の議論においては、御指摘の内容が必要との結論には至りませんでした。</p>
4	総論	<p>(意見) 化学物質の製造、輸入、使用等の取扱いの情報基盤の整備について 中間とりまとめには、化学物質の製造、輸入、使用等の取扱いの情報基盤に関連して下記のような記述があります。 2頁上9～10行目：「…の開発に努めるとともに、化学物質の性状及び取扱いについてのデータベースの整備及びその利用の促進に努めること…」 3頁上3～4行目：「…第一種指定化学物質と較べて低いもの、製造量、輸入量、使用量の増加等により将来第一種指定化学物質になること…」 6頁上5～9行目：「化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、…法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、…」 国内に流通する化学物質の製造、輸入、使用の実態を把握するために正確な情報基盤を整備することは適切な化学物質管理の基本であり、欧米では法律に基づく制度が整備されています。したがって、この制度的法的導入の必要性について検討し書き加える必要があります。 こうした制度は元来、OECD（経済協力開発機構）が1970年代初期に化学物質総合管理の必要性とあり方を論議して数多くの理事会決議を採択した中で加盟国に真っ先に勧告した制度的事項であります。それゆえ、中間取りまとめにおいては、日本にはOECD加盟国として勧告に呼応して法的導入を実現する責務があることも指摘しておく必要があります。</p>	<p>本中間取りまとめは、化管法の見直しに関するものであり、「…化管法の役割と施行状況 1.法の役割」に法目的等を明示しています。合同会合の議論では、国内に流通する化学物質の製造、輸入、使用等の実態を把握することについては、化管法の対象とすべきという結論には至っていません。</p>
5	総論	<p>(意見) 地方公共団体の上乗せな取組みの妥当性について 中間とりまとめには、PRTR制度にかかわる地方公共団体の独自の取組みに関する記述が以下のように数多くあります。 (略)</p> <p>化管法におけるPRTR制度に対して地方公共団体が上乗せの施策を加えることは、環境基本法第7条の「地方公共団体の責務」が定める自然的社会的条件の違いに基づき上乗せ規制と性格が異なります。本来、事業者の自主管理の改善を目的とした化管法のPRTR制度に地方公共団体が上乗せの施策を加えることに明確な論拠はないと考えます。それゆえ、中間取りまとめにおいてはPRTR制度に対する地方公共団体の上乗せの施策の必要性や事業者の負担等について「留意することが望まれる」と記述していますが、論拠および費用対効果の観点から必ず見直すべき課題であると明確に書き改める必要があります。</p>	<p>御指摘の点は、個々の自治体において必要性が判断されるものと考えています。</p>
6	総論	<p>No.5の意見に関連して、国が過去に制定した各種制度の現在における有効性と効率性の見直しは、1990年代半ばからOECD加盟国が協同プログラムのもとで重点的に取り組んでいる規制改革の重点的課題であります。それゆえ、化管法における自主管理の改善の促進策としてのPRTR制度、MSDS制度およびその他の各種促進策についても、OECD加盟国として政府が一体となってこれらの効率性や実行性および費用対効果について見直すべきであり、中間取りまとめにおいて検討の必要性を明確に指摘しておく必要があります。</p>	<p>本中間取りまとめは、現行制度の実効性、費用対効果を踏まえ議論をさせていただいています。</p>
7	総論	<p>(意見) 事業者の自主的な管理に対する過剰な行政介入の問題について 中間とりまとめには、事業者の自主管理にかかわる記述が数多くあり、一部を例示すると以下のとおりであります。 (略)</p> <p>化学物質管理の当事者にとっての本来の「自主管理」は、当事者の発意により管理目標も方法論も個々の実態に則しながら自己責任で決定する取り組みであり、化管法に規定されるような「法定(自主)管理」と異なります。また、法定(自主)管理の場合であっても、当事者が実際に採用する管理対策や取り組みについて、行政が技術規程的に多岐にわたって定めたり細部にわたって指導したりするのでなく、また、当事者が自らの事業実態に則して主体的に決定し、必要限度において行政と個々に協議する方式でなければ、「自主管理」という呼称に値しないと考えます。上記で例示したように行政が多岐にわたって介入する実態では、化管法の自主管理はもはや規制とならなくなるが、また、事業者の行政依存をさらに助長して化管法の本来の目的である自主管理の改善に逆行し、事業者の主体的取り組みを阻害していると考えます。国際的な状況にも配慮して自主管理という用語の使い方や行政介入の妥当性について再検討し全体的に書き改める必要があります。</p>	<p>審議会において、現行制度の中で行政が過度に介入しているとの御意見は無く、自主管理という用語の使い方や行政介入の妥当性について再検討する必要はないと考えています。</p>

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
8	総論	意見・理由等 No.7の意見に関連して、当事者にとっての本来の「自主管理」の領域は、PRTR制度とSDS交付制度だけに限定されません。作業者の安全衛生管理、顧客および消費者にかかわる製品安全管理、さらには事業活動全般の保安防災や環境保全対策など化学物質の取り扱いにかかわる全ての管理の視点が含まれます。したがって、典型的には12頁上1～5行目の「排出量等の把握を通じて、だけで、事業者の自主管理の状況を把握するというような記述は、当事者の自主管理の実際を踏まえていない不正確な表現であると考えます。また、化管法は自主管理の改善を促進するために上記の制度を利用しましたが、これだけによって事業者の「自主管理」が全体的に改善することを想定しているものでもないと考えます。それゆえ、自主管理という用語を使用する中間取りまとめの記述については、事業者の「自主管理」の範囲について拡大解釈されない表現に書き直すよう全般的に見直す必要があります。	本中間取りまとめは、化管法の見直しに関するものであり、本中間取りまとめをもって自主管理について拡大解釈されることはないと考えています。
9	総論	意見・理由等 No.7の意見に関連して、行政的な新たな施策は行政および事業者に追加的な費用を負荷させる結果となるため、新たに提示する全ての施策についてその必要性和費用対効果を明白に認識しておく必要があります。このことはNo.5の意見で指摘した地方公共団体の上乗せの施策に限定されるものではありません。それゆえ、上記で例示した国、地方公共団体および事業者が今後取り組むべきとする追加的な数々の方策・課題は、単に列挙するのではなく、それらの重要性の検討や費用対効果の分析を行って優先順位を明らかにして記述する必要があります。	国、地方公共団体、事業者の取組に際しても、費用対効果を踏まえた議論をさせていただいています。
10	総論	意見・理由等 No.7の意見に関連して、化管法の直接的な目的は、PRTR制度およびMSDS制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進すること(No.1意見参照)であります。それは化学物質による環境リスクを低減すること(15頁14～16行目)でも、排出削減等の自主管理を一層強化すること(17頁下12～11行目)でもありません。それゆえ、15頁および17頁の記述については化管法の直接的な目的に照らして書き直す必要があります。また、17頁の環境リスクの懸念の高い物質の排出削減については、大気汚染防止法の有害大気汚染物質および揮発性有機化学物質にかかわる排出削減対策のように、別途、目標値を定めて削減する規制方式で行うべきものであります。それゆえ、これらの記述は全般的に書き直すか削除するべきであると考えます。	化管法の目的は、(PRTR制度およびMSDS制度を講じることにより)事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することです。このため、化学物質による環境リスクを低減すること(15頁14～16行目)、排出削減等の自主管理を一層強化すること(17頁下12～11行目)は法目的の達成に向けた取組として実施されていくべきものと考えています。なお、環境リスクの懸念の高い物質の排出削減について、目標値を定めて削減する必要があるれば、別途、関係する法律により規制等がなされるべきと考えています。
11	(P1)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 意見・理由等 本制度の役割は排出と移動の実態を正しく把握し、これを報告するという自主的活動である。こうした活動を介して排出量の削減も現実に進められてきた。しかし国民の側から見ると化学物質の管理そのもの、削減そのものをめざすという形で理解をしているという声もきかれ、制度そのものが誤って伝わっている様子も見られる。今後の見直しに当たっては周知を図り、他の関連法規との関係をよく整理し国民からの理解を広めてほしい。	化管法はPRTR制度やMSDS制度の実施を通じて事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。本法律の役割や各制度の意味については引き続き国民の理解を得られるよう政府及び関係者は努力すべきと考えています。
12	.1 (P1,2,3)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 1.法の役割 意見・理由等 (意見)「予防的側面、等の定義を注記することについて」 「環境の保全上の支障を未然に防止する上で、予防的側面から対策を講じる…」および15頁下1～10行目「…時間を要することなく迅速な対応が可能となるなど、予防的側面から対策を講じる意味からも…」における「予防的」という用語は、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に規定される「予防的方策」(又は「予防的取り組み」)の「予防的」とは異なる意味で使用されていると考えます。しかし、中間とりまとめにおける使い方を明解にして誤解を避けるために「予防的側面」の定義を注記する必要があります。その主な理由は、PRTR制度とMSDS制度を通じて事業者の自主的な管理の改善を促進することがどんな意味で「環境の保全上の支障を未然に防止すること」になるかの解釈が様々であり、共有的な解釈が明解になっていないからです。	排出基準値を設定してその遵守を義務づける従来の排出規制に比べて迅速な対応が可能となることから、予防的側面から対策を講じる意味からも有効と表現したものであり、この旨を御指摘箇所の「化管法の役割と施行状況 1.法の役割」に記述明記しています。
13	.1 (P1,2,3)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 1.法の役割 意見・理由等 法の目的を、「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること」としているのであるから、身の回りの化学物質のリスクについて国民に情報を公開し、国民の知る権利、選ぶ権利を保障し、事業者、行政、国民が、指定化学物質を代替して、リスクの低減につなげることや、指定化学物質の環境中への排出を削減することを促すことを明記すべきである。	今回の審議会は化管法の附則第3条により、法律の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講じるために開催されたものですが、その議論の範囲において法目的を改正することが必要との結論に至りませんでした。
14	.1 (P1,2,3)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 1.法の役割 意見・理由等 意見 法の目的を国民の知る権利に基づくものとすること。 国民が環境中に排出される化学物質の排出量削減を認識し、周辺工場からの事故時の危険性をあらかじめ知ることで、より安全で安心な生活を営むためにも、化管法の目的を国民の知る権利に基づくものとし、PRTR制度の枠組みを抜本的に改革すべきです。法制度の目的の変更については、今回の中間とりまとめでは、全体の総意にはいたらなかったため、少数意見として記載し、今後も継続して検討していくべきです。	今回の審議会は化管法の附則第3条により、法律の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講じるために開催されたものですが、その議論の範囲において法目的を改正することが必要との結論に至りませんでした。
15	.1 (P1,2,3)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 1.法の役割 意見・理由等 法の役割は、排出量を把握しその情報を提供することによって、多種多様な化学物質管理を強化するとともに、地域住民との対話を通じて自主的取組を促進し、予防原則に基づく必要な規制を検討するための前提事実を把握することである。 しかし、中間とりまとめでは、予防原則という基本的な考え方が取り入れられていない。 PRTRデータを活用して実際の環境対策を拡充させるための検討会をステークホルダーの参加の下に開催するような仕組みを導入すべきである。	化管法はPRTR制度やMSDS制度の実施を通じて事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。事業者の自主的な管理は事業者の創意工夫が生かされやすくなることで、環境の保全上の支障を未然に防止する上で、予防的側面から対策を講じる意味からも有効な手段と評価しています。また、環境対策を拡充させるための仕組みについて、例えば業種ごとの取組状況に関する発表の場、様々な関係者の参加を得て国が設定するなどについて検討すべき旨を「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4.自主管理の状況をフォローアップする仕組み」に記述しています。
16	.2 (P4)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 2.PRTR制度 地方公共団体の取組 意見・理由等 わかりやすく住民に伝える取組をおこなっている自治体は、環境省の調査でも、私が大学院の研究等で調査した範囲でも限られています。ほとんどの自治体が、行政区分別の単純集計(化学物質別、業種別)をしているにとどまっており、説明もリスクにふれず量のみの事実説明に限られています。「わかりやすく」伝えるという取組について、具体的な説明を付加していただけると助かります。	一部の地方公共団体では、地域の特性及びニーズを踏まえた独自の取組を行っている事例がありますが、本中間とりまとめでは、具体的事例をお示しできる範囲に限られていますので、第2回合同会議の資料7における具体的な事例等を参照ください。
17	.2 (P4)	対象箇所 化管法の役割と施行状況 2.PRTR制度 事業者の取組 意見・理由等 自主管理について自主的な情報公開を積極的に行っている事業者もあられます。自主的な情報公開をどのように行っているのかについての記述の例示を付加いただければ助かります。	先進的な事業者においては、リスク評価を行い、リスク削減が必要な物質の優先順位付けや地域住民説明会などのリスクコミュニケーションに利用している事例がありますが、本中間取りまとめでは、具体的事例をお示しできる範囲に限られていますので、自主的な情報公開の事例として(独)製品評価技術基盤機構のホームページ等を参照ください。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
18	. 2 (P4) . 3 (1) (P16) . 5 (P18)	対象箇所 ・ 化管法の役割と施行状況 2. PRTR制度 NGO・市民団体の取組 ・ 化学物質の自主管理に関する課題と方向性 3. 効果的な自主管理の推進 (1) 情報共有 ・ 化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5. リスクコミュニケーションの推進 意見・理由等 PRTRデータの活用について、NGOの取り組みは紹介されているが、PRTR制度をどのように活用できたのか、有害化学物質削減ネットワークやエコケミストリー研究会によるウェブサイトでのPRTRデータ活用の評価がされておらず、今後NGOにどのような役割を期待するのが明確でない、リスクコミュニケーションを推進して「上」でのNGOの役割やNGOを支援していく方策を書き込むべきである。	NGOの役割等については、「V. 化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5. リスクコミュニケーションの推進」及び「V. 化学物質の自主管理に関する課題と方向性 6. 人材の育成」に記載しています。
19	. 3 (P4.5)	対象箇所 ・ 化管法の役割と施行状況 3. MSDS制度 意見・理由等 (意見) SDS交付制度の目的について 「MSDS制度は、サプライチェーン下流にPRTR制度に基づく届出に必要な情報を提供するという役割のみならず、指定化学物質等を取り扱う全ての事業者に対して自主的な管理の改善に必要な情報を提供する役割を担っています。」という記述は、SDSの本来の役割を正確に表していません。SDSの本来の役割に近い記述は13頁下11～8行目の表現であり、13頁に合わせた記述に書き改める必要があります。	中間取りまとめでは、MSDSには2つの役割があることを述べており、13ページは、前後の文脈からわかりやすいよう、2つの順序を変えて書いてあるだけで主旨としては同じであることから原文のとおりとさせていただきます。
20	. 4 (P5)	対象箇所 ・ 化管法の役割と施行状況 4. 事業者による自主管理 意見・理由等 「なお、…」以下の段落について、大気の届出排出量は減る傾向がありますがそれ以外については減っていないものもあります。また、たんにPRTR対象物質をやめて他の物質に代替したため排出量が一般社会には不明な状況、さらには取引先中小事業者や海外の事業所での取り扱いにシフトしているところもあるかもしれませんが、PRTR法ではそこまで求めていないので、ほんとうに排出抑制に一定の成果が上がっているのか、断言できないと思います。したがって、「一定の成果を上げている」という記述は「一定の成果を上げているのかどうかの検証が必要である」としていただきたいと思えます。	議論の結果、「一定の成果を上げている」と考えており、原文のままさせていただきます。
21	. 4 (P5)	対象箇所 ・ 化管法の役割と施行状況 4. 事業者による自主管理 意見・理由等 2017年4月から業事法改正により全成分表示が義務づけられています。しかしキャリアオーバーに関しては表示を義務付けられていないため、実際には製品からホルムアルデヒドが含まれている場合があり、これを知って自主回収する企業と法をすり抜けて市場に出すケースがあると思えますので、こういった業事法ではカバーできない点を化管法で義務づける必要があるのではないかと思います。	今回の審議会は化管法の施行状況について検討を加えるものであり、御指摘の内容は化管法の対象とはなっていません。
22	. 1 (P5-)	対象箇所 ・ PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し 意見・理由等 (意見) 国民の知る権利 化管法の目的に「国民の知る権利に基づくものとすること」を入れ、PRTR制度の枠組みを抜本的に改革すべきである。 (理由) (1) 国民が、事業所内で取り扱われている有害物質について把握し、環境中に排出される排出量削減を認識し、事故時の事業所からの危険性をあらかじめ知ることにより、事業所と情報を共有することができ、透明度が高まり、事業所との信頼関係を得ることができる。 (2) 化管法の「自主管理」だけを強調し、「国民の知る権利」を明文化せず、事業所の有害物質の取り扱いの全貌を国民に知らせない限り、リスクコミュニケーションを行っても国民には事業者の一方的な懐柔策としかうたらず、国民の信頼は得ることができない。 (3) 環境庁が平成10年10月16日～11月15日に実施した「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方に係る国民意見の概要」に関するパブリックコメントにおいて、「知る権利を重視し、消費者、企業、行政が正確な情報を共有し、共通の目標設定と取組を可能とすること」、「PRTRの法制化に当たっては「知る権利」を明記すること。今までの部会の議論を限りでは、「知る権利」について十分に議論が成されていない」等、意見が出ているが、これらは何も反映されていない。 (4) 化管法成立に影響を与えたアメリカの有害物質排出目録(TRI)も、インドのボパール事故の後に1986年に採択された緊急事態計画および地域住民の知る権利法(Emergency Planning and Community Right-to-Know Act)の一部をなしており、有害物質排出管理が「市民の知る権利」に基づくべきことは世界の常識である。	今回の審議会は化管法の附則第3条により、法律の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講じるために開催されたものですが、その議論の範囲において法目的を改正することが必要との結論に至りませんでした。
23	. 1 (P5-)	対象箇所 ・ PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し 意見・理由等 (意見) 届出データの監査 企業による自主的な届出だけではなく、信頼性を担保する仕組みが必要である。自治体による事業所立ち入り検査による届出データの算出根拠の確認、環境監視データ等、他のデータとのクロスチェック、監査プロの養成、など届出データのチェック体制の確立が必要である。 (理由) (1) PRTR制度は届出データの信頼性が大前提であり、データが正しいことのバリデーションがなければ、PRTRの根本が揺らぐことになる。 (2) 現在のチェックは桁数のチェックなどに留まり、届出データの信頼性を担保する仕組みがない。 (3) 特に最近、新聞報道などで企業の虚偽報告、データ改ざんなどが頻発しており、監査の仕組みのないデータは信用できない。	データの信頼性を確保することは極めて重要なことであると認識していますが、更なる社会的コストの負担・増加を求めることになることから、御指摘の内容が必要との結論に至りませんでした。
24	. 1 (P5-)	対象箇所 ・ PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し 意見・理由等 (意見) 未届・虚偽報告の罰則強化 未届者及び虚偽報告者の罰則を強化し、過料だけではなく名前を公表すべきである。 (理由) 未届及び虚偽報告は、PRTR制度の実施に大きな差支れがあり、また法の公平な実施という観点からも放置すべきではない。	適切な届出の励行を促すため、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、悪質な未届事業者に対しては、厳正に対処すべきと考えています。
25	. 1 (1) (P5.6)	対象箇所 ・ PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (1) 化管法の対象となる指定化学物質について 意見・理由等 対象物質の見直しは、特に川下も含めた事業者への影響が多いため、その実施にあたっては、事前に関係する事業者との協議を十二分に行っていたらなければならないと思います。また、特に、特定第一種指定化学物質への生殖細胞変異原性や人に対する生殖毒性の評価法とその適用区分や指定に関しては、他国との整合性も考え、あまり過度や性急とならないよう配慮しつつ実施していただければと思っています。	対象物質の見直しや特定第一種指定化学物質の追加については別途検討されるものと考えています。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
26	.1(1) (P5.6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (1)化管法の対象となる指定化学物質について 意見・理由等 現在の第一種指定化学物質の354物質、特定第一種指定化学物質12物質、第二種指定化学物質の81物質について、指定の見直しを実施すべきであるとしているが、見直しの際には、すべての化学品の有害性情報を把握していくという国際的な流れから見ても、あくまでも予防原則に則り、指定化学物質を安易に減らすことのないように、求める。	指定化学物質の見直しについては、有害性、環境での検出状況、生産量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。
27	.1(1) (P5.6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (1)化管法の対象となる指定化学物質について 意見・理由等 中間取りまとめにおいて、GHSとの整合性、特定第一種指定化学物質について新たなエンドポイントの追加、新たな有害性情報に基づく指定化学物質の追加などが検討されていることは評価する。 PRTRの指定物質のうち、代替が進んでいるものについて、有害性が懸念されるものも相当あると思われる。代替物質の安全性について、特に重点をおいて、追加検討を期待する。	代替物質の指定化学物質への追加については、有害性、環境での検出状況、生産量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。
28	.1(1) (P5.6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (1)化管法の対象となる指定化学物質について 意見・理由等 (意見)：極端に難分解な物質の追加 現在は毒性が必ずしも明確でなくとも、PFOA、PFOS、及びその前駆物質など極端に難分解な物質及びその前駆物質は製造量/輸入量に関係なく、対象物質に加えるべきである。 (理由) (1) 例えば、現在、化管法の対象物質ではない過フッ素化合物であるPFOA、PFOS、及びその前駆物質は極端に残留性が高いので、長期間にわたり地球を汚染し、汚染量は年々蓄積している。 (2) 現在は毒性が必ずしも明確でなくとも、将来毒性が判明したときには取り返しがつかない。	指定化学物質の物質指定の要件については、別途検討されるものと考えています。
29	.1(1) (P5.6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (1)化管法の対象となる指定化学物質について 意見・理由等 対象物質の指定基準については、国際的な動向を踏まえつつ、GHSとの整合性もはかるというのだが、GHSそのものが労働安全衛生法では昨年12月から導入され日も浅く、現場での対応も負担感が指摘されるなど、必ずしも円滑とはいえない実態にある。本制度の下でも、実務的に無理なくGHSへの適応がなされるように何らかの配慮をお願いしたい。	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な準備期間を確保すること等について、御指摘の「MSDS制度に関する課題と方向性」に記述しています。
30	.1(2) (P6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 対象業種 意見・理由等 事業所の統合、市町村合併などで経年変化を正確に追跡しづらくなっています。経年変化をみていかないと事業者の自主管理の進展がわかりづらいので、国の情報提供にこれらの点を加味した情報提供をすることを付加したほうがと思います(意見を申し述べる該当部分として、この箇所は適切でないかも知れませんが、どこに記すべきかわかりませんのでここにしておきました)。	御指摘の「PRTR制度に関する課題と方向性」 2. PRTRデータの多面的利用の促進 (1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進、に国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供する観点から情報提供を行うべきである旨記述しています。
31	.1(2) (P6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 対象業種 意見・理由等 中間取りまとめにおいて、届出外排出量の推計結果のうち、特に大きな割合を占める建設業や農業が対象業種に加えられなかったことについて、問題がある。建設業や農業は、PRTR対象物質の取扱いについて、管理及び取組を促進すべき業種である。農業取締法や建設法だけでは、化学物質の排出量管理を継続的に促進することは困難である。また、地域住民とのリスクコミュニケーションを行うためにも、推計で把握するのではなく、事業者による主体的な把握と対応が必要である。	建設業については、定点からの定常的な排出量の把握が困難であるため、対象業種に指定すべきかについては今後一層の検討が必要であると考えています。また農業については、化管法の届出要件を満たさない小規模事業者であることに加え、農業取締法の規制により適切に管理されているため、化管法に基づく届出を義務付ける必要性は低いと考えています。
32	.1(2) (P6)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 対象業種 意見・理由等 農業からの排出量の届出に関しては「義務付ける必要性は低い」(第1パラグラフ、p7)とあるが、農業の多くは一時期に集中して、かつ大量に環境中に散布される傾向があり、他業種の小規模事業者と同列に考えるべきではない、個別の農家ごとでなく、例えば市区町村単位で排出量を把握、届出させるような仕組みを検討すべきではないか。	農業の使用に関しては、使用者が化管法の届出要件を満たさない小規模事業者であることに加え、農業取締法の規制により適切に管理されているため、化管法に基づく届出を義務付ける必要性は低いと考えています。
33	.1(2) (P7.8)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 従業員数要件及び取扱い量要件 意見・理由等 届出事業所数は41,000事業所でOECD諸国の中で最も多いとされているが、届出事業所の約半数が燃料小売業(いわゆるガソリンスタンド)であることを鑑みると、本来届出すべき有害性の高い事業所が除外されている可能性がないか、業種間に不公平が生じていないかを十分検証すべきである。 またPRTR制度の目的は、我が国全体の排出量を把握することも重要であるが、自主的管理の改善を促進し環境汚染の未然防止と、排出事業所と各自治体、地域住民における情報開示を礎としたリスクコミュニケーションを醸成することが重要である。 よって従業員21人未満の小規模事業者を総排出量の1割程度だからと言って対象除外とするのは制度の目的と合致しない。このため小規模事業者を除外するのではなく、あくまで取扱い量により対象事業者要件とすべきである。なお小規模事業者の場合、届出物質がせいぜい数種に限定されるため、届出による社会的コストは増大しないものとする。	従業員数21人未満の事業所も対象とすると、それらの事業者に取扱量等の要件をみたしているかどうかのチェックを行う義務が生じます。その様な事業所の数は約100万を超えることが予想されるため、そうした社会的コストも含めて考えると21人未満の事業所を対象とする意義は小さいと結論付けたものです。ただし、この100万の数字の意味がわかりにくいことから「従業員の要件を見直した場合に、約100万を超える従業員21人未満の事業所において指定化学物質の取扱いの有無や取扱量について毎年確認する義務が生じる。」と書き換えることとします。
34	.1(2) (P7.8)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 従業員数要件及び取扱量要件 意見・理由等 中間取りまとめでは、現状の従業員数要件及び取扱量要件について、費用対効果を考慮すると、規制を強化することについて合理性がないとされている。しかし、地方公共団体では、条例等で要件を強化している例が複数あることを考慮し、国はどのような地方公共団体の取組から得られる情報を重視すべきである。 中小企業は、大企業からの業務委託や発注によって事業を行っていることがほとんどであり、大企業のサプライチェーンのなかに組み込まれている。したがって、大企業のサプライチェーンマネジメントを支援する意味でも、中小企業による自主的管理の強化が必要である。さらに、中小企業は、市街地で事業を行っていること多く、地域住民とのリスクコミュニケーションの必要性も高いことに留意すべきである。	従業員数要件と取扱量要件の見直しの必要性を議論するにあたり、御指摘の地方公共団体の取組から得られた情報を参考とした上で、届出とその処理に必要とされる事業者や行政のコスト増を社会的に負担することの意義は小さいと考えています。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
35	.1(2) (P7.8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 従業員数要件及び取扱量要件</p> <p>意見 (意見)：従業員数の裾切り 裾切りの条件である「常勤従業員21人以下」をやめるべきである。</p> <p>理由 (理由) (1)事業所規模と有害物質の排出とは直接的には関係ない。届出義務のない事業所の自主管理及び削減努力は期待できず、有害物質の排出削減を社会全体として達成することができない。 (2)小規模事業所に対する支援の必要があれば、国又は自治体による経済的および技術的負担の軽減策を考慮すべきである。</p>	<p>従業員数要件と取扱量要件の見直しの必要性を議論するにあたり、御指摘の地方公共団体の取組から得られた情報を参考とした上で、届出とその他の処理に必要とされる事業者や行政のコスト増を社会的に負担することの意義は小さいと考えています。</p>
36	.1(2) (P7.8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (2)対象事業者の要件について 従業員数要件及び取扱量要件</p> <p>意見 (意見)：従業員数21人未満の事業所の数 「従業員数の要件を見直した場合には新たに対象となり得る従業員数21人未満の事業所の数は約100万に上る」という例示は誤解を与えるので、説明を加えるか、削除すべきである。</p> <p>理由 (理由) (1)約100万という数は、従業員数21人未満かつ取扱量1トン以上の事業所の推定数なのか、あるいは単に従業員数21人未満の事業所の数なのか不明確である。 (2)もし100万という数字が単に従業員数21人未満の事業所の数であるなら、「現在の届出事業所数は約4万1千」と比較することはできないのに、届出事業所数が非常に膨大な数になるような誤解を与えるので削除すべきである。</p>	<p>100万という数はPRTR対象の23種で従業員数20人以下の事業所の数です。基本的にはこれらの全事業所において、指定化学物質の取扱いの有無や取扱量について毎年確認する義務が生じるためにこのような表現になっていますが、御指摘のような誤解を与える恐れのあることから、「従業員の要件を見直した場合には、約100万を超える従業員数21人未満の事業所において指定化学物質の取扱いの有無や取扱量について毎年確認する義務が生じる。」と書き換えることとします。</p>
37	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について</p> <p>意見 取扱量、貯蔵量は、地域住民とのリスクコミュニケーション上極めて重要な情報である。中間取りまとめにおいて、取扱量及び貯蔵量が届出事項に追加されないことには、反対である。</p>	<p>取扱量や貯蔵量をリスクコミュニケーションで活用するケースがあると認識していますが、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、現時点ではこれらの量を届出事項に追加する必要はないと考えています。</p>
38	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 化学物質のリスクを把握し、管理、削減していくという制度の趣旨から見て、届出項目に、取り扱い量を追加することが必要である。</p>	<p>化学物質のリスクの把握等について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、現時点では取扱量を追加する必要はないと考えています。</p>
39	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 「情報の収集に社会的コストをかける意義は、現時点では小さい」とありますが、PRTR制度上、全ての事業者はまず取扱量を把握しなければ、届出義務の有無を判断できません。取扱量のが報告項目として、増えたとしても、既に届出義務の有無の観点から把握している事業者にとって、その負担はほとんどないと考えてよいと思うのですが、社会的コストがどの程度かかるのか、その負担割合を明確にすべきです。</p>	<p>取扱量等の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、国レベルでその情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。</p>
40	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 届出項目に、取扱量を追加すること。 化管法の届出対象事業者を把握するためには、取扱量の届出は必要だと考えます。「取扱量と排出量とは、必ずしも相関はなく、営業機密に当たる」という意見がありますが、事業者の自主的取り組みの結果として、排出量の削減努力を地方自治体や国民などの利害関係者が評価する上で、参考にもなるものです。未届出事業者対策としても効果のあるものだと考えますので、今後も継続して制度に組み入れるよう検討することを記載すべきです。</p>	<p>取扱量の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、取扱量の情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。</p>
41	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 届出項目に、貯蔵量(あるいは保管量)を追加すること。 緊急時対応のために、貯蔵量、最大保管量については、「他法令で届出義務がある。法の目的対象外である」との理由で、追加の必要はないとの意見が出されていますが、消防法では化管法の対象物質とは異なっていることや、国民に公表する制度になっていないこと、アメリカのTRIでは緊急対応計画まで公表している例もあることから、国民の事故時に対する安全安心のためには、届出させ、公表すべきだと考えます。 対象事業者からの届出項目について、取扱量及び貯蔵量を追加すべきであることを今後も継続して検討すべきであると記載すべきです。</p>	<p>貯蔵量の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、貯蔵量を化管法の届出事項に追加する必要はないと考えています。</p>
42	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 届出項目に、排出量の増減理由の記述を追加すること。 事業者からの届出項目に排出量が大幅に減少した場合や、逆に増加した場合その理由を記述する欄を設け、事業者の排出削減努力を評価する情報を提供するべきである。事業者からの排出量が増加しても、生産量の大幅増による場合もあり、削減努力を評価するためには、事業活動の動向を説明してもらった方が、第三者が評価する場合の誤解も少ないと考えられます。また、地方自治体が経由事務で届出排出量に記入間違いがないかをチェックする場合にも参考情報として有用だと考えます。</p>	<p>届出事項に追加すべき項目について、化管法の目的に鑑み、御指摘の内容について審議会でコンセンサスは得られなかったことから、原文のとおりとさせていただきます。</p>
43	.1(3) (P8)	<p>対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3)届出事項について 取扱量等</p> <p>意見 1)自治体の担当者へのアンケート調査やヒアリング調査等によれば、取扱量の数値がなければ排出量・移動量の数値の精度が推測しづらいので、取扱量は届出に加えたいと考えます。 2)貯蔵量について、環境省の環境報告ガイドラインでも年間平均保管量や最大保管量を報告することが望ましいとありますように、事業者の自主管理は平常時だけでなく緊急時も想定して管理をしています(特にレスポンスブル・ケアやISO14001を環境マネジメントを導入・運用している企業はされています)。また、労働者の安全や地域住民の安心にとって、緊急時の自主管理の状況がわかるような情報として貯蔵量を含めることは必須です。消防法等の届出情報は情報公開法等でアクセスしても法人のプライバシーにかかわる事項としてほとんど開示されない状況ですので、自主管理の促進という目的がある化管法で加えていただくことは妥当と考えます。</p>	<p>取扱量の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、取扱量の情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。 また、貯蔵量の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、貯蔵量を化管法の届出事項に追加する必要はないと考えています。</p>

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
44	.1(3) (P8)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について 取引量等</p> <p>意見・理由等</p> <p>取引量を届出事項への追加に関し、今回の取りまとめでは、社会的コストをかける意義は小さいとのことですが、届出事項にするべきと考えます。 有害化学物質の環境中への排出抑制に当たって、生産・加工等の工程を持つ事業所における抑制対策は、多くの化学物質で重要であります。しかし、一部の物質においては、消費行動において、その大部分が環境へ排出されています。 この観点から、私の所属する市民団体では「私たち消費者も環境リスクメーカー」として、リスクを實施しました。家庭で使用する防虫剤、合成洗剤等に含まれるPRTR対象物質の排出の大部分は事業所の生産段階ではなく、消費する我々が大きく関与していることを広く知らしめ、社会全体でこれらの有害物質による環境汚染を低減することに着目したからであります。 喫煙による健康被害防止や二酸化炭素の発生抑制でなされている各種活動の如く、PRTR対象物質がより適切に流通し、消費されるためにも企業(事業者)や行政(国)は、国民(社会)に周知する責任を負うものと考えます。 取引量を届出事項することは、この種の有害物質をどの事業者が扱っているかを社会全体で知ることであり、その責任の所在が明らかになり、使いすぎ防止等の適切な対策の推進、より安全な代替物質の開発や移行へのインセンティブとしても働くこととなります。以上の観点でも、本法律の趣旨を真に生かすために取引量を届出事項にすべきと考えます。</p>	<p>取引量の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、取引量の情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。 なお、消費行動に伴う環境への排出についても、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、社会全体で低減されるべきであり、市民団体による啓発活動等は意義深いものと考えています。</p>
45	.1(3) (P8)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について 取引量等</p> <p>意見・理由等</p> <p>* 取引量を届出項目に追加すべきである。「…排出量と取引量との比較では事業者の自主管理の改善状況を一律に評価することはできない。(第4(ラ)グラフ、p8)との的外れな意見を取り上げているが、一律に評価するのはなく、同一事業者の排出量の経年推移等を評価する際に非常に有益な情報である。さらに、現行化管法の重要課題の一つである未届け事業者対策にも有効に活できる。そもそも対象事業者は既に取引量を把握しているわけであり、本項目を追加することによる負担はないはずである。 * 取引量を届出項目に加えるべきか否か、合同委員会においては賛成と反対の意見に分かれていた。しかしながら、座長の独断により「こうした議論を踏まえれば、…その情報の収集に社会的コストをかける意義は、現時点では小さいと考えられる。(第5(バ)グラフ、P8)と一方的に結論づけられてしまった経緯がある。この部分は合同委員会の議論を正しく反映しておらず、両論併記まですべきである。 * 貯蔵量の届出に関して「…既に事故対策等として貯蔵量の届出を規定している消防法等の他の関係法令があり、更なる届出義務を課すべきでない」との意見もあった。いずれにしても、事故対応は現行の化管法の目的外であることから、貯蔵量を化管法の届出事項に追加する必要はない。(第6(ラ)グラフ、P8)とあるが、消防法の対象となっている物質は限られており、市民に公開されているわけではない。また、今回の化管法の見直しにおいては「課題の抽出」及び「今後の方向性について検討する。(第2(バ)グラフ、p1)としており、「現行の化管法の目的外」であるとして切り捨てるのは矛盾している。</p>	<p>取引量等の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、議会の議論においては、取引量の情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。</p>
46	.1(3) (P8)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について 取引量等</p> <p>意見・理由等</p> <p>(意見)：取引量 現行の排出量及び事業所外移動量に加えて、事業所での保管量、使用量、製造量、消失量、製品中の含有量等の取引量の届出を義務付けるべきである。 (理由) (1)「国民の知る権利」に基づき、取引量の報告があつて当然である。 (2) 現在届け義務のある排出量、及び廃棄物やその他の事業所外移動量は、事業所での化学物質の全体取引量のごく一部でしかなく、事業所での化学物質の取扱の全貌が把握できない。 (3) 事業所での有害化学物質の取扱量が公表されなければ、事業所の内部で行われていることが外部からは見えず、信頼は得られない。 (4) 事業所における物質収支が公表されることにより、有害化学物質の管理が削減に向けて適切に行われていることを確認する一助となる。 (5) 事業所での取引量の届出により国や自治体がそれを把握し、事業所の事故時等において迅速に適切な対応ができる。 (6) 自治体の一部では既に条例で義務付けて実施していると承知しており、その実施は可能であると考えられる。</p>	<p>取引量等の届出事項への追加について、化管法の目的に鑑み、審議会の議論においては、取引量の情報の収集に社会的コストをかける意義は現時点では小さいと考えています。</p>
47	.1(3) (P9)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について 廃棄物の処理方法及び放流先の下水道終末処理施設名の記載従業員数要件及び取り扱い量要件</p> <p>意見</p> <p>産業界にとって過度な負担とならない配慮をお願いしたい。</p> <p>理由等</p> <p>廃棄物の処理方法の記載に関しては、従来より廃棄物の種類、処理方法、移動先について、一部の県条例で処理状況の報告が義務付けられており、また廃棄物処理法でも平成19年度実績から廃棄物マニフェストの発行状況の報告が義務付けられている。 一方、平成18年7月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が施行され、化管法第一種指定化学物質の一部については、廃棄物への含有情報を廃棄物データベースに記載することになっている。 これらの情報を整理することにより、廃棄物に含有される一部の化学物質の処理方法を把握することができるので、まずはこれらの一部の物質について、廃棄物のリスク評価をしていくことが肝要である。 廃棄物のリスク評価が必要であることは理解できる。しかし、自動車業界では、化学物質毎の詳細な処理方法を整理、記載することは、現場での対応に大変な負担を強いることになるため、他の業界も含めて実情をよく把握し、廃棄物のリスク評価技術レベルに応じた、過度な負担とならない配慮をお願いしたい。</p>	<p>廃棄物の移動先での処理方法等を届出書の記載事項に追加することは過度な負担にならないと考えています。</p>
48	.1(3) (P9)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について</p> <p>意見・理由等</p> <p>中間取りまとめにおいて、廃棄物の処理方法及び放流先下水道終末処理施設名の記載が追加されるべきであるとされていることは、適切であり、賛成である。</p>	<p>本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。</p>
49	.1(3) (P9)	<p>対象箇所</p> <p>・PRTR制度に関する課題と方向性 1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (3) 届出事項について 破棄物の処理方法及び放流先の下水道終末処理施設名の記載</p> <p>意見・理由等</p> <p>本項目についてはこれまで指摘されてきたことであり、ここに記載されているように記載事項に加えることは大いに賛成である。</p>	<p>本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。</p>

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
50	.1(4) (P9)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (4)普及・啓発のありかた(未届出事業者に対する対応) 意見・理由等 未届出事業者については速やかにその実態を公表すべきである。場合によっては氏名の公表等も考えるべきである。こうした未届出事例が多くなると本制度の信頼性そのものに疑問の眼が向けられかねないことになる。	未届出事業者については、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、悪質な未届出事業者が確認された場合には厳正な措置を講ずるべきと考えています。
51	.1(4) (P9)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (4)普及・啓発のありかた(未届出事業者に対する対応) 理由等 総務省の行政監察報告に対して、各省庁がどのような取組をされたのか、この部分に具体的に追加いただけるとうれしいです。	本中取りまとめでは、総務省の行政監察報告に対する各省庁の具体的な取組をお示しできる範囲が限られていますので総務省の行政監察のフォローアップについてのホームページをご覧ください。
52	.1(4) (P9)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (4)普及・啓発のありかた(未届出事業者に対する対応) 意見・理由等 中間とりまとめ、未届出事業者に対する厳正な対応が必要であるとしていることについては、賛成である。	本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。
53	.1(5) (P9,10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (5)届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善 意見・理由等 届出外排出量の推計手法の中で、指定化学物質の下水道での処理状況、下水から河川への排出量を把握することが必要である。	廃棄物処理その他のプロセスにおける排出量の推計等について、「PRTR制度に関する課題と方向性(5)届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善」に記述しています。
54	.1(5) (P9,10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (5)届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善 意見・理由等 意見 届出外排出量の推計結果の見直しを実施すること。 過去5年間の届出外排出量は、届出事業者の要件の猶予期間があったこと、推計方法の見直しが毎年行われたため、経年変化を比較することができないものです。2002年度と2003年度に間に届出外排出量が約20万トン減少したこと、その内容は届出対象業種であることから、届出条件の猶予の解除が原因で届出外排出量が大幅に減少したと考えられますが、このことは届出排出量には反映されていません。国民が納得する説明が必要です。継続的改善は必要ですが、経年変化を比較できるようにすることも、事業者による排出削減の努力を評価するためにも必要なことです。将来的にも届出外排出量の推計方法は変更されることが予想されるので、経年変化を把握できるように、一定期間(たとえば、5年ないし7年)ごとに、届出外排出量の推計を過去にさかのぼって実施し、国民への説明責任を果たすべきです。少なくとも、今までの5年度分公表されている届出外排出量については、一度見直すべきです。	届出外排出量推計における経年変化の把握について、御指摘箇所の「PRTR制度に関する課題と方向性(5)届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法の継続的改善」に記述しています。
55	.1(5) (P9,10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 1.施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し (5)届出排出量等の把握手法及び届出外排出長の推計手法の継続的改善 意見・理由等 中間とりまとめが、届出排出量等の把握手法及び届出外排出量の推計手法を継続的に改善するべきであるとしていることについては、賛成である。 把握・推計手法が統一されておらず、不正確であることは、PRTR制度の根本的存在意義にかかる問題であり、国・自治体・産業界が連携して、手法の改善を進めるべきである。	本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。
56	.2 (P10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 意見・理由等 中間とりまとめが、PRTR制度の多面的利用を促進する必要性を述べていることには賛成である。市民は、害虫防除、農薬散布、ゴルフ場での除草剤使用、工事現場での化学物質使用など、廃棄物の保管場所、中間処理施設、最終処分場など工場以外の化学物質排出源についても不安を感じている。これらの不安に対して、自治体及び事業者が説明責任を果たすとともに、化学物質の排出量の低減を実現する取組と情報公開を期待する。	本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。
57	.2 (P10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 意見・理由等 PRTRデータを国の公表に変更することは、データの利用促進に役立つことと評価します。しかし、現状を鑑みると、公表以外にもより一層積極的な諸施策を採らないと十分に効果が得られるとは思えません。 いくつかの具体的な施策を提案します。まず、事業所にかかわるものとして、優秀企業の発掘と顕彰です。現在でも、RTR大賞で優秀な企業を表彰していますが、更に、有害物質の排出量を顕著に減少した事業所や前記の安全な代替製品の開発により、結果として家庭からの有害物質排出削減に貢献した企業(事業所)などを顕彰する制度を設けることを提案します。 リスコミに関しては、全体的には残念ながら非常に不調と思います。市民団体の一員として、リスコミに取り組んでいる立場から致しますと、国や地方公共団体(県や市)により差はあると思いますが、)による一層積極的な支援が必要だと思います。 また、リスコミの実施をもっと手軽に、事業所側に負担を軽減して取り組めるモデル(方法)も必要だと思います。そして、より多く、現在のレベルに比べ圧倒的に多数の事業所が参加出来るものにするべきです。 私どもの団体で実施した事業所で事後の評価をお聞きしますと、事業所側は結果に対して、おおむね肯定的であります。リスコミは事業所側でも色々なメリットを得るものと確信しています。	行政機関において、前向きな取組を行っている事業者の事例を積極的に紹介することを検討すべき旨を「化学物質の自主管理に関する課題と方向性4.自主管理の状況をフォローアップする仕組み」に記述しています。
58	.2(1) (P10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進 意見・理由等 資料の公表は歓迎したい。その際一般の利用者が現状をよく理解できるような公表上の工夫を凝らしていただきたい。生データの原系列を並べただけでは判断や評価の素材とはなりにく、例えば経年変化や他地域、他事業者との比較など参考になる視点を入れて頂きたい。	現在の開示請求方式を改めて国による公表方式とする際には、国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供すべきと考えており、その旨を御指摘箇所の「PRTR制度に関する課題と方向性2.PRTRデータの多面的利用の促進(1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進」に記述しています。
59	.2(1) (P10)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進 意見・理由等 「…現在の開示請求方式を改めて国による公表方式とすべきである。」(第5パラグラフ、p10)については、全面的に支持する。これまで一つの市民団体(有害化学物質削減ネットワーク)が提供するホームページ上で個別事業所情報を無料で検索できる唯一のサイトであった。しかし、人的・財政的資源に限られた日本のNGOにできるサービスには限界があり、本来国が行うべきことであった。今後は国による、より市民に使いやすく、わかりやすい情報提供を期待したい。	現在の開示請求方式を改めて国による公表方式とする際には、国民にできるだけわかりやすい形でデータを提供すべきと考えており、その旨を御指摘箇所の「PRTR制度に関する課題と方向性2.PRTRデータの多面的利用の促進(1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進」に記述しています。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
60	. 2 (2) (P10,11)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (2)国の制度と地方公共団体の独自制度の連携による地域レベルでのPRTRデータ利用の促進 意見・理由等 意見 経由事務自治体の枠組みを拡大すること。 現行の化管法では、経由事務は都道府県に義務付けられているだけですが、実際は多くの政令市や中核市が分担して、経由事務を担っています。その一方で、経由事務を行わない大阪市などの政令市もあります。未届出事業者への指導やより一層の排出削減、化学物質自主管理計画の作成義務などを徹底するために、立ち入り調査権限を付与している他法令と横並びに政令市や中核市に経由事務を義務付けるように、現行の制度を改めるべきです。	化管法では経由事務を都道府県に義務付けており、自治体の個々の状況に応じて都道府県から政令市・中核都市等へ経由事務が移管されているケースがあると認識していますが、地方自治法上困難なことから、審議会の議論においては、政令市・中核都市へ経由事務を義務付けるべきとの結論に至りませんでした。
61	. 2 (2) (P10,11)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (2)国の制度と地方公共団体の独自制度の連携による地域レベルでのPRTRデータ利用の促進 意見・理由等 国が共通の計算根拠等で加工して情報提供することは、地方自治体の取組を支援することになります。現在行われていない、水域別の集計結果の公表や大気の大気移動による汚染の分散状況など、環境媒体別ごとの特徴がわかるような情報提供を国の機関が工夫して出していたら、汚染源の自治体と汚染源でない自治体の連携の取組が進められると思いますので、ぜひ検討いただければと思います。	排出地点の地図上へのプロット等、国民にわかりやすい形でデータを提供すべき旨を、「PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進」に記述しています。
62	. 2 (2) (P10,11)	対象箇所 ・PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (2)国の制度と地方公共団体の独自制度の連携による地域レベルでのPRTRデータ利用の促進 意見・理由等 化管法における地方公共団体の役割の重要性や期待が述べられており、概ねその通りと考える。しかし最後のパラグラフで地方公共団体の積極的な取組を牽制するような以下の表記は取り消すべきである。地方公共団体の自主的な判断能力に疑問を差し挟むことであり、国による干渉と受け取られかねない。 (第4パラグラフ、p11)「なお、国のPRTR制度に上乗せしてデータの提供を事業者に求める場合には、その目的・必要性を明らかにするとともに事業者の負担についても十分留意することが望まれる。」	御指摘の部分は、地方公共団体が国のPRTR制度に上乗せしてデータの提供を事業者に求める場合の留意事項であって、これをもって地方公共団体の自主的な判断能力に疑問を差し挟むものでも、国による干渉と受け取られるものではないと考えています。
63	(P13)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 意見・理由等 化学物質は、単体での危険性だけでなく、複合した汚染についても、情報が提供されるべきである。MSDSは、現在事業者間でのみ交付が義務づけられているが、末端消費者にまでその適用を拡大するとともに、使用上の危険性について、さらに充実した情報を記載すべきである。対象物質も拡大すべきである。	MSDSの交付対象を消費者にまで拡大することや記載事項を追加することについては、本来の目的に必要な情報が埋没する等の理由から反対する声も多く、更なる議論が必要と考えています。なお、指定化学物質以外についても、事業者自らがGHS分類を行い、有害性が一定以上あると分類された場合には、その結果に基づきMSDSを交付する仕組みを目指すべきと考えています。これらについては、「MSDS制度に関する課題と方向性」に記述しています。
64	. 1 (P13)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 1.現行のMSDS制度の状況と改善の方向について 意見・理由等 (意見)SDS交付制度の改善策について 「MSDSは提供されているにもかかわらず、取り扱っている部署に十分に届いていない事例がある。この改善策として、提供を受けた事業者が事業所内の体制等を整備することなどを指摘していますが、現行法規におけるこの制度そのものの改善を先行して行う必要があると考えます。つまり、この制度を効率的かつ効果的に運用するために、3つの法律に分散した現状を統合整理して一元化し、かつ、危険有害物質を規制する他の法規における対象物質の指定とSDSに記載される危険有害性の分類とを関連付けたり、他の法規にSDSの活用に係る規定を加えたりする必要があります。それゆえ、中間取りまとめにおいては、この制度の改善策として、単に事業者側の体制整備を指摘するだけでなく、行政側の制度的な見直しの必要性を明確に指摘しておく必要があります。」	御指摘の部分は、MSDSの指定化学物質等取扱部署への伝達が十分でない事例があるとの意見を受けて記述されたものですが、その原因がMSDS制度を持つ法律が3つあることに起因していると考えていません。
65	. 1 (P13)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 1.現行のMSDS制度の状況と改善の方向について 意見・理由等 (意見)：消費者への開示義務 MSDSの消費者への開示義務を付け加えること (理由) (1)国民が製品に含まれる有害化学物質について知りたいと考えるのは当然のことである(知る権利)。 (2)例えば、シックスクール問題においては、ワックス、洗浄剤、建材等で健康被害を受けているケースが多々あるが、メーカーに要求してもMSDSを出さない、あるいは不備なMSDSしか出さないことが多い。	MSDSの交付対象を消費者にまで拡大することや記載事項を追加することについては、本来の目的に必要な情報が埋没する等の理由から反対する声も多く、消費者への化学物質に関する情報の提供については更なる議論が必要と考えています。
66	. 2 (P14,15)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について 修正意見 原案 「また、現行の化管法による……。こうした関連から、……。MSDSを交付する仕組みを目指すべきである。」 修正案 「また、現行の化管法による……。こうした観点から、MSDSを交付する仕組みについて検討する必要がある。」 理由等 化管法見直し合同会合(第6回)資料4 P12「国際協調の推進」においては、中間取りまとめP14に記載されている「指定化学物質以外の危険有害な化学物質や、その結果に基づきMSDSを交付する仕組みを目指すべき」と読取れるような記述は見受けられず、同会合において化管法MSDSにおけるGHS対応方針は取りまとめられていないと思われる。GHSについては国際的な導入が進むものと思われ、MSDS記載事項への対応が必要と考えられるが、化管法MSDS制度におけるGHS対応については、同会合において十分な議論が行われていないことから、当該部分を下記のとおり修正願いたい。	本中間取りまとめは、委員の意見を取りまとめたものであり、第6回合同会合において中間取りまとめ案について議論がなされた際にも、この記述の主旨に反対の意見はなかったことから原文のとおりとします。
67	. 2 (P14,15)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について 意見・理由等 MSDS制度への「GHS基準」の導入は、結局全ての物質のGHS分類を実施しなければならず、産業界に多大な負荷が掛かる事を意味します。まずは、その実施にあたっては、実際にGHSの分類作業を実施した関係者との協議を十二分にやり、その課題点を明確にした上で、必要な支援策を網羅なく行った後に導入する事を考えていただければと思っております。そして、各種の不必要な手間を避けるためにも純物質のGHS化を図り、その分類が統一された後に、混合物の分類を実施すべきかと思っております。また、その際には、分類を自主的に行う事を基本としつつも、その分類結果の統一化を図るため、各種の基盤整備を国が行っていただくとともに、十二分な議論の場を公開で行う必要があると考えております。	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な準備期間を確保すること等について、「MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方」に記述しています。
68	. 2 (P14,15)	対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について 意見・理由等 ば(露が低いとされ、MSDS配布義務のみのある「第二種指定化学物質」、もちろん現時点のばく露状況などでその対象物質の見直しは必要と思いますが、やはり健康と環境影響などの有害性があるという点を次の事業者に伝える必要があると考えております。その意味で、本物質のMSDSを配布することにはそれなりの意義はあるかと考えております。また、確実にMSDSの配布を行わせるという観点からも、本物質群は物質群としても残すべきであると考えております。なお、この動きとGHS推進の話は決して相容れないものではなく、世界的な「動き」の中で自ずとGHS分類は各種の物質へ導入されてくると考えています。こういった流れでの導入の方が、各種課題が整理され、全ての事業者およびその利用者へ広く受け入れられると考えられます。	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な準備期間を確保すること等について、「MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方」に記述しています。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
69	. 2 (P14,15)	<p>対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について</p> <p>意見 (意見)国連経済社会理事会のGHS制度への対応のあり方について (「GHSでは、MSDS記載事項として…」の記述は、この部分の前に記述する国連の経済社会理事会 (ECOSOC) が採択したGHS制度の要点から外れて、ほぼSDS交付制度に限定した部分的な記述となっています。しかし、国際合意したGHS制度への対応については、日本における現行関連制度の全体を視野に入れて国際的な協調や整合性に配慮した対応の方向性を最初に記述する必要があります。その際に特に留意すべきことは、GHS制度における全ての化学物質のハザード分類の基礎は、1970年代にOECDが理事会決議した化学物質総合管理における包括的ハザード評価の概念であり、欧米の化学物質管理ではこの概念に基づく(包括的な法律)によって一元的なハザード評価制度が長年にわたって実施されてきました。現行の関連法規による危険有害物質の指定制度を改正しないまま、SDS制度に限定して全ての化学物質のハザード評価制度を追加的に導入することは、日本の制度のさらなる複雑さと国際整合性の低下を招き、日本の化学物質管理制度の効率化に逆行することであり、採るべき方策ではないと考えます。この記述部分に記載されるGHS制度への対応策については、その効率性、実行性および費用対効果を考慮して、一元的なハザード評価とハザード分類の導入の必要性を明確に記載する記述に書き改める必要があります。</p> <p>理由等</p>	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な議論を行うこと等について、「MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について」に記載しています。
70	. 2 (P14,15)	<p>対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について</p> <p>意見 化学法に基づくMSDSにおいて、有害性のみでMSDSを交付の選定を行うのは片手落ちであり、曝露量も勘案した仕組みを目指すべきである。</p> <p>理由等 現行の化学法の対象となる指定化学物質については、本中間とりまとめ2頁下から16行目から8行目に述べられている様に、有害性と曝露量の双方の観点から選定が行われている。従って、これを受け継ぐ仕組みであるならば、たとえ事業者自らが選定するとしても量的な仕切り値のガイドラインを設ける、或いは曝露量に基づく対応年数を示す等、具体方策を併せて提示すべきと考え、確かに本中間とりまとめにおいては、十分な議論を行う必要性は述べられているが、化学法のとりまとめとして上記の視点での議論、方向性の提示が不足している。</p>	化学法上のMSDSは指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供するためのものであり、曝露量を勘案するものではありません。なお、対象となる化学物質が1%以下(特定第一種指定化学物質は0.1%以下)であればMSDSの対象とはなりません。
71	. 2 (P14,15)	<p>対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について</p> <p>意見 小規模事業者、或いは事業者の負担が極めて大きい場合、国において分類を行うこと等、国による事業者に対する十分な支援をお願いしたい</p> <p>理由等 MSDSは、事業者の業種、従業員数に関係なく交付義務がある。小規模事業者は、人的、経済的、時間的に余裕がなく、化学物質のGHS分類を自ら行うことが困難な場合が多い。中間とりまとめは、指定化学物質のGHS分類において、国と事業者の役割分担のあり方を検討することとされている。</p>	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な準備期間を確保すること等について、「MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について」に記載しています。
72	. 2 (P14,15)	<p>対象箇所 ・MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について</p> <p>意見 事業者自らの分類結果に基づいてMSDSの交付対象に加える制度への変更には、十分な準備期間が必要と予想されるので、該制度実施までの期間における対応を併せて検討頂きたい。</p> <p>理由等 該当箇所に記載されている通り、分類結果の信頼性を確保する必要があるが、本中間とりまとめにおいてはその具体的な取組み方法が示されていない。単に個々の事業者の判断で選定するならば混乱が生じることは容易に予想され、更には化学物質及びその製品のサプライチェーンの多くの国境を跨いでいることを考慮すると、最低限の国際的整合も盛り込むことが必要とも考えられる。例えばEUのREACHにおいては、既存化学物質についてSIEFでその調整を行うべし(進められており、また物質の毒性、量に応じた対応の期間を設けている。従って該制度実施に際して相当の時間が必要と予想されるので、空白の期間無き様、例えば現行制度を維持するとしても適切な見直し等の対応が必要と考えられる。</p>	MSDSとGHSとの整合に向けて十分な準備期間を確保すること等について、「MSDS制度に関する課題と方向性 2.GHSとの整合に向けた取組の在り方について」に記載しています。
73	. 2 (P15,16)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 2.事業者による環境リスクの把握</p> <p>意見 事業者による環境リスクの把握は、まだまだ緒に付いたばかりで、中小企業では全くその人手も掛けられない状況にあるかと思っております。また、経営層にもその必要性の理解が不足している部分もあるかと思われます。そうした中、もっと今以上に活発化するためには、国の積極的な幅の広い「支援」が必要かと考えております。そして、それは単なるガイダンス文書作成などの情報提供だけでなく、実際にモデルでの実施を含めた講座・説明会などの開催とそこへの参加などを促すような仕組み、ある種の資格化なども必要かと思っております。</p> <p>理由等</p>	これまでの国の取組として、PRTRデータを用いた化学物質の環境中濃度を予測するシミュレーション・モデルの開発・公開等が実施されている旨を「化学法の役割と施行状況 2.PRTR制度 国の取組」に記載しています。
74	. 2, 3 (P15,16)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 2.事業者による環境リスクの把握 3.効果的な自主管理の推進</p> <p>意見 質問: 例えば、エポキシ樹脂などを10トントラックで輸送した場合、交通事故でのエポキシ樹脂や薬品の流出は届出対象外で推計されるのでしょうか? それその場合に地域住民に知らせているのでしょうか?</p> <p>理由等</p>	交通事故での流出は届出外排出量として推計していません。
75	. 3(2) (P17)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 3.効果的な自主管理の推進 (2)代替のあり方</p> <p>意見 「化学物質の代替」を適切に進めるためにも、もちろん事業者でもその協力は惜しみませんが、物質固有のハザード情報の収集と提供にはやはり国のご支援が必須かと思っております。この点はぜひともよろしくお願いいたします。この「ハザードデータ」を本当に十分に揃える事ができれば、事前に「第2種指定化学物質」への指定も可能となり、その「代替」への防止も未然に図れるのみならず、(露動向(すなわち、数量などで)、直ちにPRTRデータ収集が必要な「第1種指定化学物質」に指定する事も可能かと考えております。</p> <p>理由等</p>	有害性情報の活用ができる等、国民にわかりやすい形でデータを提供すべき旨を「PRTR制度に関する課題と方向性 2.PRTRデータの多面的利用の促進 (1)PRTRデータの提供方法の見直しによる関係者のPRTRデータ利用の促進」に記載しています。
76	. 3 (P16)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 3.効果的な自主管理の推進</p> <p>意見 (意見)行政が自主管理の効率化に言及することについて 「3.効果的な自主管理の推進」は「3.効率的な自主管理の推進」の誤りではないかと考えます。しかし、「効果的な自主管理」であるにしても、「効率的な自主管理」であるにしても、本来事業者の主体的な管理であるはずの自主管理に対して、しかも、PRTR制度の実施という自主管理の一側面を取り上げて行政が効率化に言及することは不適切であります。行政が自主管理の改善のために本来取り組むべき課題は、個々の事業者の取り組みに介入して効率性を問題にすることなく、制度そのものの一貫性、統一性、国際整合性を高めて効率性を改善し、そして、制度間の連携を高めて全体として包括的かつ簡素で、しかも明確な法律体系や制度体系に変革していくこととあります。法律体系や制度体系の効率化は事業者の自主管理の効率化にとつての前提であり、極めて有効な方策であります。それゆえ、中間とりまとめ「効率的な自主管理」の項においては、その前提として行政が取り組むべき課題を率先して記述する必要があります。OECDが1990年代半ばに理事会で決議したように、時代遅れとなったり硬直化したりしている現行法律制度の有効性や効率性を改善するため、化学物質管理にかかわる法律制度を全体的に見直し、時代の変化に適應させることこそ行政の喫緊の課題であることを明確に指摘しておく必要があります(「No.6意見」参照)。</p> <p>理由等</p>	事業者の自主管理の改善の促進については、「V.化学物質の自主管理に関する課題と方向性」に記載しています。

No.	項目	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
77	.4 (P17,18)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4.自主管理の状況をフォローアップする仕組み用の促進</p> <p>意見・理由等 意見 事業者の自主的取り組みのためにリスコミの実施を促進すること、 現行では、毎年2月末に前年度の集計結果を公表するだけで、排出量や移動量の削減について、評価するような場がありません。評価は事業者や地方自治体、NGO・市民団体が個別に行っているだけで、利害関係者が参加して、排出削減の効果を検討する報告会を開催し、化学物質管理の進捗を議論する場を確保するべきだと考えます。できれば、業種ごと、事業規模別などきめ細かな対応ができるよう、中央労働災害防止協会が開催している全国労働安全衛生集会的な催しを行政、事業者、NGO・市民団体など官民共同で開催するようし、リスクコミュニケーションの実施を促進していくように新たな取組みを提案します。</p>	<p>例えば業種ごとの取組状況に関する発表の場を、様々な関係者の参加を得て国が設定するなどについて検討すべき旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4. 自主管理の状況をフォローアップする仕組み」に記述しています。</p>
78	.4 (P17)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4.自主管理の状況をフォローアップする仕組み用の促進</p> <p>意見・理由等 意見 1) 業界団体でも国でもかまわないが、事業者の自主管理の取組を評価するような指標を作成してその指標でどの程度管理が進展しているのか、化学物質の排出抑制がきているのか、地域住民とのコミュニケーションがどの程度進んでいるのかを他社比較で示すことができると、この法律が有効に機能していることが住民にも労働者にもわかりやすくなると思いますので、ぜひ検討いただきたい。 2) 現行法では自治体経由で届け出を行っているが、届出された数値について自治体でフォローできるしくみが法的にバックアップされていない、助言・指導できるような機能を法律の条文として書き込むことを検討したほうが、法案審議のときに届出を国ではなく都道府県経由にした意図も十分生かされると思います。 また、細かな数値の修正について国の機関から自治体経由で修正確認要望が届いていて、自治体によっては苦勞しているところもある。このような業務は国の業務であり、国の機関が修正確認をして修正したデータを自治体に届ける、というような手順にするほうがよい、都道府県経由の届出が何を意味しているのかという点について、議論をさらにしていただけたらうれしい。</p>	<p>例えば業種ごとの取組状況に関する発表の場を、様々な関係者の参加を得て国が設定するなどについて検討すべき旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4. 自主管理の状況をフォローアップする仕組み」に記述しています。また、地方公共団体の役割について、自治体一律に過度な負担をかけることを避けるということから、審議会の議論においては、御指摘の内容が必要との結論に至りませんでした。</p>
79	.4 (P18)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4.自主管理の状況をフォローアップする仕組み用の促進</p> <p>意見・理由等 環境媒体別、業種別の排出・移動量の傾向、非点源情報も含んだ国全体の取組などについて、関係各府庁、業界団体の代表、消費者団体、環境団体の代表等が1年に1回議論をするような場を設けてはいかがでしょうか。その結果をプレスリリースしてマスメディアの報道を必ずするようにすることも必要です。今の国の発表では単純集計レベルで国の取組としてこの法律の情報をどう活用しているのかわかりづらいと思いますので、なんらかの工夫が必要ではないでしょうか。</p>	<p>例えば業種ごとの取組状況に関する発表の場を、様々な関係者の参加を得て国が設定するなどについて検討すべき旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 4. 自主管理の状況をフォローアップする仕組み」に記述しています。</p>
80	.5 (P18)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5.リスクコミュニケーションの推進</p> <p>意見・理由等 化学法に依るリスクコミュニケーションにおけるNGOの役割がほとんど評価されていない、事業者と周辺住民だけでは従来型の意見・懸念中心のコミュニケーションを繰り返すだけに終わる可能性が高い、リスクコミュニケーション推進の初期段階においては、有害化学物質削減ネットワークのようなPRTR情報を専門とするNGOを介在させることで、より内容の充実したリスクコミュニケーションを各所で経験する必要があり、そのような取組を促進させるような行政の支援等を検討すべき。</p>	<p>PRTRデータを活用したリスクコミュニケーションの強化等について、「PRTR制度に関する課題と方向性 2. PRTRデータの多面的利用の促進」に記述しています。</p>
81	.5 (P18)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5.リスクコミュニケーションの推進</p> <p>意見・理由等 本制度に係わるリスクコミュニケーションは基本的には事業者の責任と判断でなされるものだが、地域的な不均等緩和や一定の内容要件確保等においては国や地方公共団体の調整を求めたい。</p>	<p>行政機関がリスクコミュニケーションに関する相談への対応等に努めることが有効である旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5. リスクコミュニケーションの推進」に記述しています。</p>
82	.5 (P18)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5.リスクコミュニケーションの推進</p> <p>意見・理由等 やはり「リスクコミュニケーション」の活発化には、「化学物質」に関する「住民」の意識向上が必要と考えております。もっと住民、国民を対象とした行政機関でのリスクコミュニケーションの実例やその理解のための教育（例えば、事故事例紹介など）を含めた「仕組み」を考えていかないとなかなか浸透していかないと考えております。この点もよろしくお願ひいたします。</p>	<p>行政機関がリスクコミュニケーションの実施例の紹介等に努めることが有効である旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 5. リスクコミュニケーションの推進」に記述しています。</p>
83	.6 (P19)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 6.人材の育成</p> <p>意見・理由等 「環境リスク評価」の実施できる人材がやはり日本では本当に乏しいのかと思っております。やはりそれを社会が必要とするような仕組み、例えば新たな「資格」を設けるなどの支援を国が積極的に行っていかないと、なかなか企業の自主性だけでは人材育成は進まないのかと考えております。この点にも国のご配慮を心からお願い申し上げます。</p>	<p>人材の育成に向けて、国においては、化学物質アドバイザーの活動分野を拡充してファシリテーターや環境リスク評価支援者の養成を図る必要がある旨を御指摘箇所の「化学法法の役割と施行状況 2. PRTR制度 NGO・市民団体の取組」及び「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 6. 人材の育成」に記述しています。</p>
84	.6 (P19)	<p>対象箇所 ・化学物質の自主管理に関する課題と方向性 6.人材の育成</p> <p>意見・理由等 初等教育、中等教育でリスクに関する教育が皆無のようですので、このレベルでの化学物質リテラシーを向上するような環境教育の導入の追記を検討いただけるとうれしいです。</p>	<p>各種の研修用教材の整備など具体的な取組を進める必要がある旨を御指摘箇所の「化学物質の自主管理に関する課題と方向性 6. 人材の育成」に記述しています。</p>
85	(P19)	<p>対象箇所 ・おわりに</p> <p>意見・理由等 本制度は今後化学法との一体的な改正もめざすとされているが、一方で欧州連合のREACHへの対応も今後確実に本格化していき、こうしたなかで化学物質管理制度全体の調和と統合が必要になってくる。そこで事業者の行う情報収集や管理が重複・煩雑となり信頼されるシステムづくりに障害とならないように、有機的かつ効率的な両法の設計と運用がなされるようにご努力を頂きたい。</p>	<p>本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。</p>
86	(P19)	<p>対象箇所 ・おわりに</p> <p>意見・理由等 合同会合において、本法の目的に国民の「知る権利」を加えるべきという委員の意見があったが、どこにも記されていない。事業者の自主管理促進と市民の知る権利は本来表裏一体のものであり、今回の見直しで十分に議論されなかったことは非常に残念である。今後予定されている「化学法及び化学法法の一体的な改正を目指す」際には検討項目の一つとして明記すべき。</p>	<p>今回の審議会は化学法法の附則第3条により、法律の施行状況について検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講じるために開催されたものですが、その議論の範囲において法目的を改正することが必要との結論に至りませんでした。</p>